

藤岡市農業委員会  
令和3年1月  
定例会議事録

令和3年1月5日招集

## 令和3年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和3年1月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 5号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 6号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について  
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 2号 農地法関係出願等について

### [出席委員]（14名）

- |           |             |            |            |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫   | 3 番 清水 文江  | 4 番 浦部 隆   |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一   | 7 番 黒澤 義雄  | 8 番 関根 隆雄  |
| 9 番 折茂 高弘 | 10 番 金澤 貞夫  | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 |
| 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 |            |            |

### [欠席委員]（なし）

### [出席農地利用最適化推進委員]（なし）

### [説明等のため出席した者]

- |         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 農 林 課 長 | 真下 和弘 | 農 林 課 係 長 | 加藤 光国 |
| 農林課係長代理 | 小山 彰久 |           |       |

### [事務局]

- |         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 秋山 弘和 | 事 務 局 次 長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任       | 牧 眸美  |
| 主 事     | 松本 峻  |           |       |

（開 会 13時36分）

事務局次長 ただ今より令和3年第1回定例会を進行させていただきます。  
はじめに、お配りしてあるA4版の別紙をご覧ください。前回の令和2年  
第12回定例会の議案書3ページ、議案第70号農地法第4条の規定による許可

申請についての整理番号2番ですが、定例会後の許可指令書を交付する前の12月8日付で申請者から取り下げの願いがございましたので、議案書より削除をお願いしたいと思います。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、1班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それから、本日の議案第6号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての説明の際に農林課の担当職員が入室をしますので、ご了承いただければと思います。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長            ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長                    ただ今より、令和3年第1回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。14番福田委員、2番宮澤委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

（13時37分 休憩）

（14時16分 再開）

議長                    休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長                報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。

整理番号1番は、東平井のNさんが、農業経営の安定を図るため、東平井の農地1筆、423㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあ

るとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号2番は、三ツ木のKさんが、効率的な農業経営を図るため、三ツ木の農地2筆、1,527㎡を交換で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号3番は、白石のAさんが、農業経営の安定を図るため、三ツ木の農地1筆、942㎡を交換で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号4番は、浄法寺のHさんが、農業経営の合理化を図るため、浄法寺の農地1筆、419㎡を交換で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号5番は、浄法寺のSさんが、農業経営の合理化を図るため、浄法寺の農地1筆、449㎡を交換で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第1号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 1 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 1 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 現地確認をした際にちょっと気になっていたんですが、整理番号 4 番との関連で農地の交換ということですが、現場は耕作放棄地みたいな状況であり、あの土地を交換するという事について少し疑問に思ったので質問させていただきました。

議長 事務局より説明願います。

事務局 管理をされていないということで荒れている部分もあったと思いますが、一部果樹も植えてあり今後は管理をしていきたいということと、お互いに周辺で耕作している農地もあるので一体的に耕作できるようにしたいという申請でしたので、事務局でもしっかり管理されるよう話しができればと考えています。

議長 他にご意見はありますか。  
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 1 号整理番号 5 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番と 7 番の 2 件です。

整理番号 6 番は、市外の T さんが、経営規模の拡大を図るため、本動堂の農地 3 筆、1,960 m<sup>2</sup>を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 7 番は、市外の T さんが、経営規模の拡大を図るため、本動堂の農地 1 筆、972 m<sup>2</sup>を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 1 号整理番号 6 番と 7 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 1 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 1 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 1 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1

班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、浄法寺の K さんが、浄法寺の農地を山林用地として転用するもので、面積は 598 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 2 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 2 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 2 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、市外の Y さんが、岡之郷の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は 70 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の M さんが、中島の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 524 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 3 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番から8番の6件です。

整理番号3番は、市内の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、露天重機置場用地として転用するもので、面積は342㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号4番は、市外の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は739㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号5番は、市内の法人が、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、露天残土置場用地として一時転用するもので、面積は1,714㎡、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号6番は、市内の法人が、下日野の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は452㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は748㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,468㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問



題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第3号整理番号3番から8番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。  
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 4 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂高弘委員どうぞ。

折茂高弘委員 通常、集積計画と配分計画の土地は合っていると思うんですが、どうして違うのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 今回は中間管理権を設定していないので、集積計画で貸人から借人へ直接貸し付けています。次の議案の配分計画の方は、以前に集積計画で中間管理権を設定していた土地が配分計画で貸していた借人に解約されてしまって、中間管理権だけが付いているものを別の人に貸し直すという別案件なので合ってこないということです。

議長 他にご意見はありますか。  
(意見なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 5 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 5 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 5 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 5 号農用地利用配分計画(案)については、そのように決定します。続きまして、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について上程します。農林課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。

(農林課説明)

議長 ただ今、議案第 6 号について、農林課の説明が終わりましたが、初めに 1 番から 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 申出番号 1 番の栗須の郷駐車場用地ですが、写真を見てもらうと奥の農地が耕作放棄地になっていて、地図を見ると北側の温井川沿いに道路があるにはあるが車両が通れるような状況ではないようです。出来れば袋小路となっている農地も買って、一体的な土地利用を考えたら如何なものかと思えます。

議長 農林課より説明願います。

農林課 袋小路になっていて奥の農地に人が入っていけないのではないかとのご指摘がありました。一体的な土地利用ということについて、担当課につなぐということを検討させていただきます。

議長 他にありますか。折茂高弘委員どうぞ。

折茂高弘委員 申出番号 3 番の分家住宅用地ですが、その筆の一部を利用するという  
ことで、残地は除外されるのかされないのか。

議長 農林課より説明願います。

農林課 残地は青地として残ります。

折茂高弘委員 一括で除外して、その残地を他人に売って家が建つようになると心配な  
ので質問しました。

農林課 親族等で分家住宅の要件が整わないと家は建ちません。

議長 他にご意見はありますか。  
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画  
(重要変更)に対する意見についての 1 番については「北側隣接農地が取  
り残されるような状態となってしまうため、隣接農地との一体的な利用計  
画について検討されたい」との意見を付し、2 番から 5 番については「特  
に意見なし」ということでよろしいですか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に  
対する意見についての 1 番から 5 番はそのように決定いたします。次に 6  
番について、審議に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第  
31 条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願い  
します。  
(関係委員退席)

議長 それでは、6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 先ほどの説明で檀家さんが 130 軒、駐車場の計画図を見ると 37 台のス  
ペースがあるということで、面積としては結構あるのかなと思います。除  
外地を半分にしても半分なりの使い方がないのでないかという感じを受け  
ます。これだけの大きな面積を一度に駐車場に転用するのは、農業委員会

としても今後のことがあるので説明を頂きたいと思います。

議長 農林課の説明をお願いします。

農林課 お墓参りの利用だけでなく、先ほど申し上げたように公民館主催の行事の際には駐車場が足りず路上駐車になっているような状況です。また、面積的にも先ほどの栗須の郷の拡張と概ね同規模でありますので、ご理解をお願いします。

議長 他にご意見はありますか。  
(意見なし)

議長 他に意見もないようですので、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての 6 番について、「特に意見なし」ということでよろしいですか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての 6 番はそのように決定いたします。  
(関係委員着席)

議長 次に 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。  
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての 7 番について、「特に意見なし」ということでよろしいですか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 6 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての 7 番はそのように決定いたします。  
(農林課退室)

議長 続きまして、報告第 1 号・2 号を一括して上程します。事務局より説明願います。  
(事務局説明)

議長 ただ今、報告第 1 号・2 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時07分)